

バリアフリー新法に係る特定路外駐車場について

岡山市都市整備局都市・交通部市街地整備課

バリアフリー新法に係る特定路外駐車場について

1. はじめに

平成18年12月20日の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法）」の施行により、特定路外駐車場を新設する場合には、省令で定められた構造及び設備に関する基準への適合が義務付けられ、あらかじめ市長に届出が必要になりました。また、届け出た事項を変更しようとするときも、同様に届出が必要です。

なお、既存の駐車場で特定路外駐車場に該当するものについても、基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。

2. 届出が必要な駐車場（特定路外駐車場）

○特定路外駐車場とは

特定路外駐車場とは次の①～③すべてに該当する駐車場をいいます。

- ① 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。
- ② 自動車の駐車のために供する部分の面積（駐車マス）が500 m²以上のもの。
- ③ 利用について駐車料金を徴収するもの。

※ ただし、道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設、建築物又は建築物特定施設であるものは除きます。

3. 届出方法

バリアフリー新法に基づく届出は、駐車場法の規定による届出（路外駐車場の届出）をする際の届出書に、次項4. 1に掲げる書類を添付して届出をしてください。

※届出場所が都市計画区域外（御津支所及び建部支所管内）の場合は、次項4. 2に掲げる書類のみを提出してください（駐車場法の規定による届出は不要です）。

4. 届出書類

バリアフリー新法の規定による届出をする際は、次に掲げる書類が必要になります。

1. 届出場所が都市計画区域内にある場合

- ①高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書きに基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面（第2号様式）
- ②路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した縮尺1/200以上の平面図
- ③特定路外駐車場の届出チェックリスト

2. 届出場所が都市計画区域外（御津支所及び建部支所管内）の場合

- ①特定路外駐車場設置（変更）届出書（第1号様式）
- ②特定路外駐車場の位置を表示した縮尺1/10000以上の地形図
- ③特定路外駐車場の区域、路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した縮尺1/200以上の平面図
- ④特定路外駐車場の届出チェックリスト

5. 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準

【路外駐車場車いす使用者用駐車施設】

1. 特定路外駐車場には、路外駐車場車いす使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車の駐車のための駐車場についてはこの限りではない。
2. 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
 - (1) 幅は350cm以上とすること。
 - (2) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。
 - (3) 路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

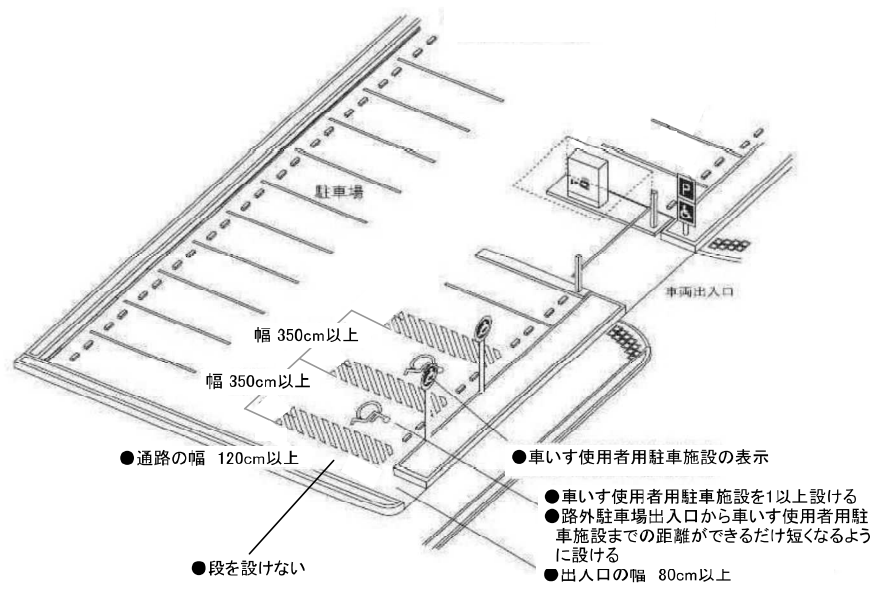
【路外駐車場移動等円滑化経路】

1. 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（路外駐車場移動等円滑化経路）にしなければならない。
2. 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
 - (1) 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りではない。
 - (2) 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80cm 以上とすること。
 - (3) 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。
 - ①幅は、120cm 以上とすること。
 - ②50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
 - (4) 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。
 - ①幅は、段に代わるものにあつては120cm 以上、段に併設するものにあつては90cm 以上とすること。
 - ②勾配は、1/12 を超えないこと。ただし、高さが16cm 以下のものにあつては、1/8 を超えないこと。
 - ③高さが75cm を超えるもの（勾配が1/20 を超えるものに限る。）にあつては、高さ75cm 以内ごとに踏幅が150cm 以上の踊場を設けること。
 - ④勾配が1/12 を超え、又は高さが16cm を超え、かつ、勾配が1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

【特殊の装置】

1. これまでの規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこれまでの規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

特定路外駐車場の例



第1号様式（第7条第1項関係）

特定路外駐車場設置（変更）届出書

		年 月 日				
岡 山 市 長 様		特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所				
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項本文の規定により、次のように届け出ます。						
1 駐 車 場 の 名 称						
2 駐 車 場 の 位 置						
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル				
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車の用に供する部分の面積 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">一般公共の用に供する部分</td> <td style="text-align: right;">平方メートル (駐車台数 台)</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">それ以外の部分</td> <td style="text-align: right;">平方メートル (駐車台数 台)</td> </tr> </table>	一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)	それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)
		一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)			
	それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)				
b 車路等の面積	平方メートル					
4 路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台						
必 要 な 構 造 及 び 設 備 の た め に	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値					
	イ 特殊の装置の有無					
	ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	a 認定の番号				
特殊の装置	b 特殊の装置の名称等					
5 従 業 員 概 数						
6 供用開始（予定）日						

備 考

- 一 特定路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 三 3のロのb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 四 4のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 五 4のロのa欄においては、用いる特殊の装置に係る移動円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 六 4のロのb欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づき、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

必要な構造及び設備 移動等円滑化のために	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特殊の装置	イ 特殊の装置の有無		
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	認定の番号	
		特殊の装置の名称等		

備考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」ロの「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。